

ひなたGAP認証制度認証マーク使用規程

第1 目的

ひなたGAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第11条に規定する認証マークの使用に関して必要な事項を定める。

第2 使用の範囲

ひなたGAP認証取得者（以下「認証取得者」という。）は、次の場合において認証マークを使用することができるものとする。

(1) 認証を取得した農林産物（以下「認証農林産物」という。）またはその包装等に表示する場合

(2) 認証農林産物のPR資材等（チラシ、ポップ等）に表示する場合

(3) 認証取得者の事業所等において掲示する場合

(4) 認証取得者のホームページ等に表示する場合

(5) その他知事が適当であると認める場合

2 認証農林産物を主な原料とした（ただし、認証農林産物と同一品目で認証を受けていない原材料と混合使用する場合は除く。）加工食品等を生産する加工事業者（以下「加工事業者」という。）は、次の場合において、認証マークを使用することができるものとする。

(1) 認証農林産物を原料とした加工品またはその包装等に表示する場合

(2) 認証農林産物を原料とした加工品のPR資材等に表示する場合

(3) 加工事業者の事業所等において掲示する場合

(4) 加工事業者のホームページ等に表示する場合

(5) その他知事が適当と認める場合

3 認証取得者は、自らが生産する認証農林産物を小分け業者・小売業者（以下「小分け業者等」という。）に小分けさせ、その商品に直接認証マークを使用させることができるものとする。

第3 使用の管理

認証取得者及び加工事業者は、認証マークを使用するにあたっては、流通・小売業者等と連携を図り、認証取得の情報が消費者等に正確に伝達されるよう、適切な管理を行うものとする。

2 小分け業者等に認証マークを使用させる認証取得者は、適切なマーク使用が行われるよう小分け業者等に確認を行うとともに、小分け販売時に違反表示がなされたときは、小分け業者等に確認のうえ、知事へ報告をしなければならない。

3 認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品を販売しようとする流通・小売業者等は、第2の規定にかかわらず、認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品を販売する施設等において、認証マークを掲示することができる。ただし、認証取得に関する情報が消費者等に正確に伝達されるよう適切に掲示し、その管理を行わなければならない。

第4 認証マークの規格・表示

認証マークの表示を行う者は、別添「認証マーク表示方法」に従いその表示に努めるものとする。

第5 使用料

認証マークの使用料は無償とする。

第6 使用の申請・届出

認証取得者が、認証農林産物に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第1号により届け出るものとする。

- 2 加工業者等が、認証原材料加工品に認証マークの使用を希望するときは、認証マークの使用について、様式第2号により届け出るものとする。
- 3 認証取得者が、小分け業者等において、認証農林水産物に直接認証マークを表示させようとするときは、様式第3号により届け出るものとする。
- 4 1から3に定める申請書及び届出は、宮崎県農業連携推進課に提出するものとする。

第7 使用状況の調査

知事は、認証マークの使用状況を確認する必要があると認めるときは、認証取得者、加工事業者または小分け業者等における、認証農林産物または認証農林産物を原料とした加工品の出荷等の状況について、調査を行うことができるものとする。

第8 使用の中止

知事は、第7に規定する調査等において、認証マークの使用が適切でないと認めるときは、要綱第17条の規定に基づき、認証の取り消しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により、認証の取り消しを受けた認証取得者は速やかに認証マークの使用を中止しなければならない。
- 3 第7の規定による調査等において、不適正な行為が認められたときは、知事は加工事業者及び小分け業者等に認証マークの使用を中止させることができる。

第9 事故等の対応

認証農林産物を原料とした加工品について、製造出荷、流通又は販売の過程において、品質等に関する事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、加工事業者がその責任を負うものとする。

- 2 事故等が発生した場合、加工事業者は誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、平成29年11月20日から施行する。

様式第1号（第6の1関係）

認証マーク使用届出書

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

届出者 住所又は所在地

認証登録番号

氏名又は名称

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

ひなたGAP認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークの使用概要

使用する農産物名	使用期間	販売見込み数量(kg)
	～	
	～	
	～	
	～	

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

2 添付書類

認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）

様式第2号（第6の2関係）

認証農林産物を原料とした加工品への認証マーク使用届出書

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

ひなたGAP認証制度認証マーク使用規程第6の規定により、下記のとおり、認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークの使用概要

加工品の名称	原料として使用する 認証農林産物名	認証番号	認証 取得者名	使用期間
				～
				～
				～
				～

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

2 添付書類

認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）

様式第3号（第6の3関係）

小分け業者等の認証マーク使用に関する届出

年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

届出者 住所又は所在地

認証登録番号

氏名又は名称

（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

ひなたGAP認証制度認証マーク使用規定第6の規定により、下記のとおり小分け業者等における認証マークの使用について届け出ます。

記

1 認証マークを使用させる小分け業者等

住所又は所在地

氏名又は名称

2 認証マークの使用概要

使用させる農産物名	使用期間	出荷見込み数量(kg)
	～	
	～	
	～	
	～	

注) 使用期間は、認証期間以内とします。

3 添付書類

認証マークの使用状況が分かる見本（容器等の印刷見本）